

塩尻市自動販売機設置事業者募集要領

塩尻市では、市有財産に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」）を次のとおり募集します。

この募集に参加される方は、この募集要領の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 目 的

市有財産の公平かつ公正な有効活用を図りながら歳入を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 法人にあっては、塩尻市内に本店、支店若しくは営業所等のサービス拠点を有し、又は市有財産に自動販売機の設置実績を有すること。個人にあっては、塩尻市内に住所を有し事業を営んでいること。
- (4) 過去3年間に、自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する2年以上の実績を有していること。
- (5) 市町村税を滞納していないこと。
- (6) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。

3 公募事項及び条件等

(1) 市有財産への自動販売機設置及び管理・運営

(2) 設置物件

設置物件番号	財産の名称及び所在地	設置場所スペース	販売品目等	台数
1	塩尻市北部交流センター 塩尻市大字広丘野村 2069番地1	1階図書館棟及び1階支所棟 (交流スペース) (2.0×1.0)以内	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	2台
		2階エレベーター東(交流スペース) (2.0×1.0)以内	清涼飲料 (紙カップ)	1台

※ 設置スペースには、転倒防止器具・放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。

※ スペースの表示は、(幅×奥行)で単位はメートルです。

※ アルコール類の販売はできません。

※ 新紙幣、新500円硬貨対応の機種とします。

※ 2階交流スペースは缶・ペットボトルも可ですが、紙カップ式を優先します。

(3) 設置条件等

ア 設置期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。ただし、令和11年4月の全館休館日まで自動更新します。

ただし、市が公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、設置事業者が設置条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他市が必要と認めるときは、設置契約を解除することがあります。

イ 設置料

設置した自動販売機の売上金額に、入札により決定する利率を乗じた金額を設置料とし、市が指定する日までに納入してください。

ウ 光熱水費及びその他必要経費

電気料等自動販売機の設置に伴い管理上必要とする経費は、設置事業者負担とし、設置料とは別に通知するところにより納入してください。

エ 環境配慮

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種としてください。

オ デザイン、外観色

デザイン、外観色等については、設置場所への景観配慮に努めたものとしてください。

(4) 禁止事項

- ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- イ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはありません。

(5) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行ってください。

なお、商品及び自動販売機が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について、市の責に帰することが明らかな場合を除き、市はその責を負いません。また、賞味期限等に留意して、商品管理を適切に行ってください。

- イ 空容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個で設置スペースを超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行ってください。また、回収ボックスから容器が溢れることがないように回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めてください。

- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行ってください。

- エ 自動販売機の設置に当たっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行ってください。

- オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

(6) 原状回復等

設置事業者は、設置期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。また、設置事業者は、市に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することはできません。

4 応募書類の提出

応募に当たっては、次の応募書類を市に提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 応募書類（提出部数 各1部）

No.	提出書類	法人	個人	摘 要
①	自動販売機設置に係る応募資格関係書類送付書	○	○	
②	法人登記簿謄本 (発行後3ヶ月以内のもの)	○		現在事項全部証明書
③	住民票 (発行後3ヶ月以内のもの)		○	
④	市町村税の納税証明書	○	○	塩尻市内にサービス拠点を有しない法人は、自動販売機を設置することとなった場合のサービス拠点の所在市町村の証明書
⑤	業務実績書・サービス拠点申告書	○	○	
⑥	応募資格要件で指定した地域内にサービス拠点が所在することを証する書類 (会社概要パンフレット等)	△	△	②又は③により所在を確認できる場合は提出不要
⑦	許認可等を証する書類	△	△	許認可等を要する場合に限り提出

(2) 提出方法

上記4 (1) に記載の書類を直接又は郵送により提出してください。FAX、インターネット等その他の方法による受付はできません。

提出書類は封筒に入れ、かつ、封皮に「自動販売機設置に係る応募資格関係書類」と明記してください。

(3) 提出先

塩尻市北部交流センター

〒399-0702 塩尻市広丘野村2069番地1

電話 0263-52-0305

(4) 受付期間

令和8年1月27日(火) から令和8年2月27日(金) まで
(直接提出の場合は、期間中の土・日曜日及び祝日、年末年始を除く、午前8時
30分から午後5時15分までとします。)

5 設置事業者の決定

提出された応募書類を確認し、応募資格要件を満たすと認められた者、かつ2階交流
スペースを紙カップ式により応募した者により入札します。紙コップ式の応募がない場
合は応募資格要件を満たすと認められた者により入札を行います。

(1) 入札の日時及び会場

- ア 日時 令和8年3月13日(金) 午後1時30分
- イ 会場 塩尻市北部交流センター 2階201会議室

(2) 入札の方法

- ア 入札書には、市に売上手数料として納めることができる利率を整数単位で記載し
てください。
ただし、最低利率を20%とします。
- イ 最高の利率を記載した事業者を設置事業者として決定します。
- ウ 最高の利率を記載した事業者が二者以上あるときは、くじにより設置事業者を決
定します。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 入札資格のない者が行った入札
- イ 入札参加者が協定して見積もったもの
- ウ 利率の記載がないもの
- エ 利率を訂正し、訂正印のないもの
- オ 記名・押印のないもの
- カ 誤字、脱字により意思表示が明確でないもの
- キ その他この募集要領に規定する条項に違反したもの

6 設置事業者の公表

塩尻市ホームページに設置事業者の法人、個人の区分及び決定利率を掲載します。

7 契約の締結

設置事業者は、施設管理者と設置に関する詳細な事項の調整を行ない、令和8年3月
27日(金) までに「市有財産自動販売機設置契約書」を締結してください。

8 設置事業者の決定の取消し

次の場合は、設置事業者の決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定の期日までに契約を締結しない場合。
- (2) 設置事業者が応募資格を失った場合。

9 その他

- (1) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び塩尻市財務規則（昭和55年規則第9号）の規定によります。
- (2) 契約、設置手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (3) 契約締結後、食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、営業開始までに塩尻市長に許認可を証する書類（許可証の写しなど）を提出してください。

自動販売機設置に係る応募資格関係書類送付書

令和 年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申込者

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

担当部署

担当者氏名

電話番号

自動販売機設置事業者の募集について応募したいので、次のとおり資格関係書類を提出します。

提出書類

次の「提出書類」欄に○表示がある書類を提出します。

提出 書類	書 類 名	法人	個人	摘 要
	② 法人登記簿謄本 (発行後 3 ヶ月以内のもの)	○		現在事項全部証明書
	③ 住民票 (発行後 3 ヶ月以内のもの)		○	
	④ 市町村税の納税証明書 (発行後 3 ヶ月以内のもの)	○	○	
	⑤ 業務実績書・サービス拠点申告書	○	○	
	⑥ 応募資格要件で指定した地域内に サービス拠点が所在することを証 する書類 (会社概要パンフレット等)	△	△	②又は③により所在を 確認できる場合は不要
	⑦ 許認可等を証する書類	△	△	許認可等を要する場合 に限り提出

業務実績書・サービス拠点申告書

令和 年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申込者

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

- 1 過去3年間に自動販売機の設置業務につき、自ら管理・運営した2年以上の実績については次のとおりです。

設置場所 の所有者	設置施設 の名称等	所在地	設置 台数	設置期間

※記入上の留意点

- (1) 国または地方公共団体の施設での実績があれば優先して記入してください。
- (2) 複数の実績がある場合は、直近の実績を3件まで記入してください。
- (3) 「設置場所の所有者」欄の記入は次のとおりとしてください。
 - ア 国または地方公共団体の場合は、〇〇省または都道府県名・市町村名を記入する。
 - イ 法人または団体の場合は、法人名または団体名を記入する。
 - ウ 個人の場合は、「個人」と記入する。
- (4) 「設置施設の名称等」欄の記入は次のとおりとしてください。
 - ア 施設名がある場合は、施設名 (〇〇事務所、〇〇ビルなど) を記入する。
 - イ 施設名がない場合は、建物内、軒下、更地など設置場所の状況を記入する。
- (5) 「設置期間」欄は申告日までの年月数を記入してください。

- 2 塩尻市近隣のサービス拠点は次のとおりです。

サービス拠点の名称	サービス拠点の所在地

※法人登記簿謄本または住民票により所在地が確認できない場合は、会社概要パンフレット等の所在地が確認できる書類を添付してください。

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 塩尻市長

入札者 住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印

塩尻市自動販売機設置事業者募集要領を承諾のうえ、次のとおり入札します。

設置物件番号	1
財産の名称	塩尻市北部交流センター
所 在 地	塩尻市大字広丘野村2069番地1
入 札 利 率	%

委任状

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(入札書に押印する印)

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

令和 年 月 日に執行する市有財産への自動販売機設置事業者募集に係る
入札に関する一切の権限

令和 年 月 日

(あて先) 塩尻市長

委任者（入札者）

住所（所在地） _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印 _____

設置物件申請書

令和 年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申込者

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

1 設置する物件の明細

設置物件 番号	設置場所	販売品目等	台数	備考
1	支所棟 1階	缶・ペットボトル	1	
	図書館棟 1階	缶・ペットボトル	1	
	交流スペース 2階	カップ式 缶・ペットボトル	1	

※記入上の留意点

- (1) 交流スペース2階は「カップ式」「缶・ペットボトル」のどちらかを選択してください。
- (2) 備考欄には物件の特徴の説明があれば記入してください。

